

345.1
0.57
4

納税団体制度の解説
大蔵省主税局編



0031158000

0031158-000

345.1-057-4ウ

納税団体制度の解説

大蔵省主税局

昭和18

AEB

大藏省主税局編纂

納税團體制度の解説

345.1
0.57
4

目次

納税施設法制定の趣旨 一頁

納税團體制度 三

一 納税團體の意義 五

納税團體の目的 五

納税團體の事業 七

納税團體の主體 七

納税團體の種類 八

納税團體の設立と運営 九

納税團體の規約 九

納税團體の機關 一四

納税團體の届出事項 一六

納税事業に關する經理 一七

三 納税團體の助成 二二



四 納税團體の監督 一三三

五 罰則 一四四

附 録

納税施設法 一六六

納税施設法施行期日ノ件 一三三

納税施設法施行規則 一三二

戦時納税貯蓄規則 一四二

納税施設法施行規則第一條第四號及第二十八條第五號ノ規定ニ依ル公共團體指定ノ件 一五四

納税團體等取扱方 一五四

町内會部落會納税部ノ整備ニ關スル件 一六〇

納税團體制度の解説

納税施設法制定の趣旨

戦時下に於ける納税が如何に重要であるかは、更めて申述べるまでもないところである。大東亞戦争を勝ち抜くため一億國民が度重なる増税の負擔をもつとせず、他方貯蓄の増強にも邁進しつつあることは力強くも頼もしい限りである。納税は兵役と並んで國民の最大義務とせられて居る。勿論それに違ひないが、しかし納税を義務といひ、徴税を國家の權力に依るものといふさうした言葉に伴ひ勝ちの對立觀念は、もともと外來の權利義務觀念に由來するものであつて決して我國の本來の考へ方ではない。古來我國には租税のことを「ミツギ」といひ、納税のことを「上納」と言ふ崇高な租税觀がある。支那事變以來數次の増税に依つて租税負擔が相當加重されて居るにも拘らず、一億國民が欣然として擔ひ抜かんとする決意を示して居るのも畢竟我が國柄の然らしむる所に外ならない。國家興亡の關頭に立つて居る今日に於ては、納税する者も徴税の任に膺る者も眞に一體となつて相協力してこそ、我が戦時財政經濟は愈々確乎不動たり得るのである。

而も之に付ては我々の祖先は幾多の學ぶべきものを身近に残して呉れて居るのである。即ち我が國に於ては五保制度の昔から隣保相率ひて納稅奉公の誠を效さうとする美しい制度慣習が全国的に存在し、此の美風は明治維新後に於ても納稅組合といふ形態で持續せられて來た。戰時下納稅奉公が愈々重要視されて來た今日に於ては、斯る美風は愈々之を發展させて、特別の事情なき限り各の納稅者が何れかの斯うした團體に加はり相率ひ相扶けて完納に萬遺憾なきを期せなければならぬのである。と同時に此の爲には只に納稅の時期が來た納期に遅れない様間違ひなく納めやうとする丈では仲々充分の成果は擧げ得られない。矢張り平素からさうした心掛けて納稅準備をして置く必要がある。殊に支那事變以來度々の増稅に依つて租稅負擔が急激に増大してゐる今日に於ては、各納期の納稅額を其の納期に際し一時に調達納付することは、かなりの苦痛と困難とを伴ふやうになつて來た。其の上現行稅法は前年の實績によつて本年の課稅額を決めるといふ建前を原則として居るから、經濟統制の進展につれて、營業が從來通りに行かなくなつたり、所得が前年よりも少くなるといふやうな場合には一段と納稅に困難を來すこととなるのである。これについては、どうしても平素から收入のある毎に納稅の爲の資金を蓄積して置いて來るべき納稅に備へる、いはゆる納稅準備といふことが絶対に必要となつて來る。

隣保相率ひ相扶けて納稅奉公の誠を效すべき力強い國民組織と納稅準備を爲すに適切な制度とがあつ

て、納稅が圓滑に行はれてこそ大東亞戰爭下の我が國財政は愈々磐石の重きを加へ戰費の調達は圓滑に行はれるのである。

納稅施設法は以上述べた必要に基き、大東亞戰爭を勝ち抜く爲絕對必要とする納稅上の國民組織、即ち國民納稅體制の確立を促進すべく、今一つは國民が納稅準備を爲すことに付、又國民の納稅義務の履行を容易確實ならしむることを眼目として制定せられた法律であつて納稅團體、法人納稅積立金、納稅準備預金及租稅の貯蓄納付等の諸制度を其の内容として規定してゐるものである。

一億國民は納稅成績の良否が戰時財政經濟の運営に、延ては戰爭の勝敗の齎らす影響の重大なることと、納稅施設法制定の趣旨に深く思を致し、納稅する者も、徵稅の任に膺る者も眞に一體となり、相協力して本法の底意する目的達成の爲あらん限りの力を傾注し、以つて國家の要請に應ふる所がなければならぬ。

以下これら諸制度の中、納稅施設法の中核を爲す納稅團體制度について其の概要を説明しよう。

納稅團體制度

納稅する上に一番便利であり、且間違ひなく納稅に依る御奉公を果し得る方法は、隣組同志とか同業者

967
436

同志が一緒になつて互に勵ましあひ扶けあつて御奉公に事缺かぬやうにすることに如くはない。我が國では古來隣保相扶の觀念が極めて強い關係からして、五保制度の昔より隣保相率ゐて納稅奉公の誠を效すと云ふ美しい制度慣習が全國的に存在し、此の美風は明治維新後に於ても納稅組合なる形態を執つて持續せられて來たことは前述した通りであつて、最近の調に依ると納稅組合及納稅事業を行つて居る町内會、部落會(納稅施設法では、これらの團體を納稅團體と呼んで居る)の數は三十一萬七千、其の加入戸數は八百三十一萬戸で全國總戸數の五割六分に相當してゐるのである。

これら納稅團體は團體員の納稅を容易確實ならしめる爲、隣保團結燃ゆるが如き納稅翼賛の崇高なる精神と淳風に立脚し、納期に於て團體員の租稅公課を取纏め納付するは勿論、團體員各自の納稅額を豫定し、日掛、月掛等の方法に依つて、或は生産物販賣の時などに於て納稅資金を積立て置き、納期に備へつのである。かやうな納稅團體が普及することは國民の納稅を容易確實ならしむる上に於ても、國家公共團體の財政を鞏固ならしめる爲にも洵に望ましいことである。殊に國民の租稅負擔愈々増加し、國家興亡の岐路に立つ今日、これが普及と健全なる發達を圖することは時局下最も緊要なることと云はねばならぬ。

そこで納稅施設法に於ては先づ第一に納稅團體の普及を圖るべく、これに法律上の根據を與ふると共

に、其の健全なる發達を期する爲次に解説するやうな事項を規定した次第である。

一 納稅團體の意義

本法で納稅團體といふのは、施行規則に於て定められた租稅公課の納付を容易確實ならしめる爲、當該租稅公課の納付、又は其の納稅資金の管理及當該租稅公課の納付に關し必要なる事業を行ふ町内會、部落會其の他の團體を謂ふのである。(法第一條)

納稅團體の目的 納稅團體の目的は、團體員の納付すべき租稅公課の納付を容易確實ならしめるにある。併し各種租稅公課の特質、取扱の便否等を考慮した結果、納稅團體に於て取扱ふべき租稅公課は普通の團體員が通常納める租稅公課といふ意味で其の範圍を次の如く定められて居る。(施行規則第一條)

(1) 國稅徵收法に依り市町村に於て徵收する國稅

分類所得稅(源泉課稅の方法に依るものを除く)、綜合所得稅、個人臨時利得稅、地租、家屋稅、個人營業稅

(2) 地方稅法に依り市町村に於て徵收する府縣稅又は北海道地方稅

府縣稅又は北海道地方稅の主なる稅目は次の通りである。

(イ) 國税の附加税

地租附加税、家屋税附加税、營業税附加税、鑛區税附加税

(ロ) 獨立税

段別税、船舶税、自動車税、電柱税、不動産取得税、漁業権税、狩獵者税

(ハ) 目的税

地租割、家屋税割、營業税割及道府縣の獨立税割(段別税、船舶税等(ロ)に掲げた道府縣獨立税に附加して課税するもの)等の都市計畫税並に地租割、段別割等の水利税

③ 市町村税

市町村税は其の税目の如何を問はず、總てこれを包含する。主なるものを舉ぐれば次の如きである。

(イ) 國税の附加税

地租附加税、家屋税附加税、營業税附加税、鑛區税附加税

(ロ) 道府縣税の附加税

段別税附加税、船舶税附加税、自動車税附加税、電柱税附加税、不動産取得税附加税、漁業権税附加税、狩獵者税附加税

(ハ) 獨立税

市町村民税、舟税、自動車税、荷車税等

(ニ) 目的税

地租割、家屋税割、營業税割、道府縣獨立税割(段別税、船舶税等道府縣の獨立税に附加して課するもの)及市町村獨立税割(市町村民税以外の市町村獨立税に附加して課するもの)等の都市計畫税並に地租割及段別割等の水利地益税又は共同施設税

(4) 北海道、府縣、市町村其の他大藏大臣の指定する公共團體の公課

大藏大臣の指定する公共團體は昭和一八年四月八日大藏省告示第一五一號により次の如く指定せられてゐる。

町村組合、水利組合、耕地整理組合、北海道土功組合、町村農會及市農會

納税團體は原則としては右に例舉した租税公課の全部を取扱ふことになつて居るのであるが、職域納税組合等に於て右の租税公課の全部に亘る取扱に著しく困難な事情等ある場合は、そのうちの數種目を限定して取扱ふも差支へないであらう。尙右以外の租税公課、手数料、使用料其の他之れに準ずるものに付ても、弊害なき限りは之れが取扱を爲すも差支へないのである。

納税團體の事業 納税團體の事業は租税公課の納付、又は納税資金の管理及當該租税公課の納付に關す

る事業である。これを具體的に説明すれば(一)團體員の租税公課を各納期に於て取纏めて納付すること、(二)團體員より、日掛月掛等の方法で勤め納税資金を蓄積させてこれを團體で管理し、納期に至つて其の納税資金で納税義務を履行させること、(三)右の方法を併せ行ふことの何れかである。而して現在町内會、部落會及納税組合の行つて居る納税事業は其の目的より觀るも、事業内容よりするも、殆んどが本法に依る納税團體としての事業に當てはまることとならう。然しながら、從來の所謂納税督勵組合とか、納税申告組合の如き單に組合員に對して納税督勵を爲すに止まるもの、又は組合員各自が租税公課を完納すべきことを申合せたるに過ぎないものの如きは、本法の納税團體としては認められないこととなるのである。

納税團體の主體 納税團體の主體は町内會、部落會及納税組合である。

町内會、部落會 町内會、部落會の制度が、我國古來の淳風美俗である隣保團結、隣佑相扶の基本觀念の下に萬民實費の實を擧ぐべき最も力強い組織であることは改めて説明する迄もない。従つて萬民實費の最も大きな道である會員の納税奉公を確實に實踐せしむることは、町内會、部落會本然の使命であり、且其の實踐を容易ならしむるに必要とする納税事業を行ふことは、町内會、部落會の仕事として當然過ぎる程の當然だと謂ふことが出来る。本法制定に當り納税團體の第一義的なものとして、町内會、部落會が採り上げられてゐるのも蓋し當然なことと謂へよう。

納税組合 納税組合は、營業又は勤務先を同じくする者等が相圖つて納税奉公の誠を效すことを其の目

的として設立したる法人に非らざる社團である。納税組合は明治維新に際し、五人組制度が解體せられ、隣保相率ひて納税する上の制度が無くなつた關係上、隣佑、同業者の有志が相圖つて組織した納税團體であつて、納税上貢獻したる所甚大なるものがあるのであるが、隣佑同志からなるものは現在の時代では當然町内會、部落會に於ける納税事業に發展すべきであるとの考へ方から本法施行後設立するものには付ては、次に述ぶる職域團體即ち職域納税組合のみが、納税團體として認められることとなつて居る。

納税團體の種類 納税團體は、團體を構成する人の關係より考へてこれを地域團體と職域團體に別けることが出来る。

地域團體 地域團體とは、一定の地域に住居して居る者たることを團體員たるの資格要件とする團體を謂ふのであつて、納税事業を行ふ町内會、部落會並に本法施行前より存在する職域納税組合以外の納税組合がこれに該當する。

職域團體 職域團體とは、同業者又は勤務先を同じくする者を以て組織し、組合員たるの資格要件を此等の者に限定したるものを謂ふのであつて、商工業組合等を母體として組織した納税組合又は官公衙、會社等に於て組織して居る納税組合がこれに該當する。

二 納税團體の設立と運営

納税團體は關係又は同業者相圖り、相率めて納税奉公の責を擧ぐることを目的とする實踐團體であつて、國民がその旺盛熱烈なる愛國心と、深厚なる共同精神を基礎としてこれを設立し、實情に即してこれが運営に當るといふ所に、眞の意義があるのであり、且其の運営の妙を期待し得るのである。従つて納税團體の設立又は加入に付ては勿論、納税團體運営上の瑣細の事項に涉り法律的強制若は劃一的制限をなすことは、納税團體の要義を没却し、且は地方の實情、團體員の經濟事情に適合せざることとなり、其の結果は反つて納税團體の運営に重大なる障礙を齎らすの虞なしとしない。

納税施設法は以上の見地に立ち、納税團體の設立又は加入に付ては法的強制を爲さずして、國民の愛國心に懇へ、又其の組織運営に付ても成るべくこれを納税團體の自治に委ねることとし、他方納税團體の急速なる普及と、これが健全なる發達に付ては、地方廳、稅務官署及市町村當局の絶大なる努力と、適切なる指導助成及監督とに最大の期待を懸けて居る次第である。即ち所謂國民の盛り上る力と、當局者の熱意と努力に依つて、本法庶幾の目的達成に邁進せんとして居るのである。このことに付ては大藏、内務兩省より、地方長官及財務局長宛左の通指示通牒が發せられて居るので敢て左に抄録することとする。

○納税團體等取扱方ノ件通牒

納税施設法ノ實施ニ關シ納税團體等取扱方別紙ノ通相定メ候條御了知ノ上運營上遺憾ナキヲ期セラレ度

納税團體等取扱方

- 一 納税施設法ハ皇國本來ノ納税觀念ニ立脚セル國民納税體制ヲ確立整備スルヲ以テ本義トシ其ノ運營ニ當リテハ特ニ左ノ各號ニ留意スルモノトス
 - (イ) 國民納税體制ノ確立ハ洽ク國民ニ對シ納税準備ノ必要性ト納税施設法制定ノ趣旨ヲ認識徹底セシメ國民ノ旺盛ナル國家意識ト正確ナル時局認識ヲ基調トスル納税準備ヲ其ノ經濟生活ノ上ニ具現セシムルコトヲ主眼トシ熱意ヲ以テ之ガ實現ニ努ムルコト
 - (ロ) 納税團體ノ指導又ハ設立勸奨等ニ付テハ財務局長及地方長官、稅務署長及市町村長ハ緊密ナル連絡ヲ保ツコト
- 二 納税團體ニ對スル指導ハ概ネ左記ニ依ルモノトス
 - (イ) 町内會、部落會ニシテ法第一條ニ規定スル納税事業ヲ行ハザルモノアルトキハ速ニ之ヲ行ハシムル様指導スルコト
 - (ロ) 職域納税組合以外ノ納税團體ノ新設ハ町内會、部落會ノミニ限ルコト
 - (ハ) 職域納税組合以外ノ納税組合ハ地方ノ實情ニ應ジ漸次町内會、部落會ニ統合セシメ其ノ町内會、部落會ノ納税部ヲシテ實施セシムル様指導スルコト
 - (ニ) 納税團體ノ事業ハ單ニ團體員ノ租稅公課ノ取纏納付ノミニ止メズ成ルベク團體員ヲシテ納税

資金ノ蓄積ヲ爲サシメ之ヲ管理スルノ方法ヲモ併セ採ラシムル様指導スルコト

(ホ) 納税團體ノ事業ニ關スル經費ニ付テハ一年一回以上決算ヲ爲サシムルコトトスルト共ニ其ノ自治的監査ヲ行ハシムルコト

(ヘ) 團體員ノ施行規則第一條ニ規定スル租税公課ノ納税告知書等ハ納税團體ニ於テ一括送付ヲ受クベキ旨規約ニ定メシムル様指導スルコト

(ト) 施行規則第一條ニ規定スル租税公課以外ノ租税公課、手数料又ハ使用料等ノ取扱ヲ併セ行フ納税團體ノ納税資金ハ之ヲ納税資金以外ノモノト別ニ管理保有セシムルコト

三 稅務署長及市町村長ハ協議ノ上納税團體ノ種類及事業ノ執行方法ニ適合セル模範的納税團體規約例及帳簿記載例ヲ作成シ納税團體運営ノ指導及統制ニ資スルモノトス

○町内會部落會納税部ノ整備ニ關スル件依命通牒

納税施設法ノ施行ニ伴ヒ國稅、地方稅其ノ他ノ公課ノ納付ヲ容易確實ナラシムルト共ニ國民納税體制ノ確立ニ資スル爲町内會、部落會ニ納税部等ノ機構ノ整備ヲ圖ルハ極メテ適當ト被認候條之ガ整備ヲ必要トスル町内會、部落會ニ付テハ概ネ左記要領ニ依リ夫々地方ノ實情ニ即シ適切ナル方途ヲ講ゼシムル様致度

記

一 町内會、部落會ニ納税部ノ機構ヲ設クルコト

從來之ニ相當スル部制ヲ有スル町内會、部落會ニ於テハ其ノ事業ヲ之ニ統合スルコト

二 納税部ニハ部長一名要スレバ委員若干名ヲ置クコト

部長及委員ハ町内會員又ハ部落會員中ヨリ町内會長又ハ部落會長之ヲ選任スルコト

委員ハ部長ヲ輔ケ納税事業ニ關スル事務ニ從事スルコト

部長及委員ノ選任ニ付テハ人格高潔ニシテ會員ノ信用厚キハ勿論率先垂範、熱意ヲ以テ會員ヲ指導スル人物ヲ得ルニ努ムルコト

多年納税組合長トシテノ經歷ヲ有シ且前項ニ該當スル者ノ如キハ之ヲ部長又ハ委員ニ選任スルヲ適當ト認メラルルコト

三 納税部ニ於テハ納税施設法第一條ニ掲グル事項ヲ掌ルコト

四 納税部ニ於テハ金錢ノ取扱ヲ爲スコト多キヲ以テ其ノ經理ニ遺憾無キヲ期セシムベク必要ニ應ジテハ經理ノ監査ニ當ル者ヲ置カシムル等之ガ組織及運用ニ付實情ニ即シ適切ナル方途ヲ講ズルコト

五 職域納税組合以外ノ納税組合ハ地方ノ實情ニ應ジ漸次町内會、部落會ニ統合セシメ其ノ事業ハ町内會、部落會ノ納税部ヲシテ實施セシムル様指導スルコト

納税團體の規約 納税團體の組織及運営に規約の必要なることは謂ふ迄もない。納税團體の規約は社團法人に於ける定款、財團法人に於ける寄附行為と同様、納税團體の根本規則であつて、納税團體の名稱、目的及團體員の資格要件等はこれに依つて闡明せられ、又事業の内容、業務執行の方法等に關する基本的事項はこれに依つて定められるのである。

納税團體の規約は納税團體の組織及運営の根本となるものであるから、施行規則に於て特に其の記載すべき事項を定めてゐる（施行規則第二條及第三條）。固より右の規定は規約に於ける最少限度の要記載事項を示したに止るもので、これ以外の事項と雖も、納税團體の目的又は業務遂行上豫め明瞭ならしめ置く必要があると認められる事項等は、成るべく詳細にこれを規約中に定めて置くことが望ましい。

納税團體の機關

(1) 代表者 納税團體には、之を管理し且當該團體を代表する者を置くことを要する。納税團體が町内會、部落會である場合は當該町内會長又は部落會長が其の納税團體の代表者であることは當然であるが、納税組合の場合は組合に於てその代表者即ち組合長を定めねばならない（施行規則第五條）。代表者は法令の規定及規約の定むる所に依つて團體事務を執行せねばならぬ義務を負ふものであると同時に、團體事務の遂行に關しては法令の規定又は規約事項に反せない限り其の一切を決し得るものである。

(2) 代表者以外の役員 代表者以外の役員の設置に關しては、法令はこれを絶體的な必要事項としてゐ

ないので、法律上は代表者以外の役員を設置する否とは、團體の自由である。しかし實際に於ては幹事、會計及監事等の役員又はこれ等役員の職務を行ふ委員適當數を置き、業務の執行、經理の監査に當らしむる等團體の組織運営の適實を期して居るのが通例であつて、其の必要は充分に認められる所である。殊に町内會、部落會に於て、納税部を設けて納税事業を行ふ場合に在つては、納税部長の設置は必要事項の一として内務、大藏兩省より指示せられてゐる。

(3) 團體員總會 團體員總會に關しては、本法中何等規定する所がなく、團體員總會は納税團體の管理上の絶體的必要機關でないとして解すべきであるが、納税團體の社團的性格上團體員總會に關する事項を規約中に規定してゐるのを通例とする。しかして規約に於て團體員總會（納税組合員總會又は町内會員部落會員總會若しくは町内會、部落會の納税事業利用者總會或は此等に代るべき役員會）を認めてゐる場合は、團體員總會亦納税團體の機關と見るべきであり、且規約に於て其の權限に屬するものと定めたる事項に付ては、團體員總會は本法其他法令の規定に反せざる限り、代表者の權限に付或る程度の制限をも加へ得るものと解せられるのである。

しかし實際上に於ては、團體員總會は、かゝる法律的對立觀念に基く代表者權限の縮少又は業務執行掣肘機關としてではなく、代表者の業務執行上に於ける協議機關及決算承認上の機關等として、其の本分を發揮しつつある實狀であり又さうあるべきものと考へられる。

納税團體の届出事項 次に掲ぐる場合に於ては納税團體の代表者は夫々の事項を税務署長又は市町村長（職域納税團體に在りては主たる事務所の所在地を管轄する税務署長、町内會、部落會及本法施行前より存在する職域納税組合以外の納税組合に在りては市町村長）に届出でねばならない（施行規則第七條）。

(1) 納税團體を設立したるとき

納税組合を組織し又は町内會、部落會が納税事業を開始せんとするときは、團體規約を規約成立の日より二週間以内に届出づることを要する。

尙此の規約には納税組合に在つては組合員名簿を、町内會、部落會に在つては納税事業利用者名簿を添へなければならぬ（施行規則第六條）。

本法施行前より納税事業を行ふ納税團體なる場合は、納税施設法施行の日より二月以内、即ち昭和十八年五月三十一日迄に規約を届出づることを要する。尙此の規約には納税組合員名簿又は納税事業利用者の名簿を添附せねばならぬことは、納税團體設立の場合と同様である（施行規則第四項）。

(2) 規約を変更したるとき

納税團體が其の規約を変更したるときは、其の変更の日より二週間以内に其の変更事項を届出づることを要する（施行規則第六條）。

(3) 代表者に変更ありたるとき

代表者変更の日より二週間以内に新舊代表者の氏名を届出づることを要する（施行規則第八條）。

(4) 團體員に異動ありたるとき

納税組合員又は町内會、部落會の納税事業利用者に異動ありたるときは、異動事項を遅滞なく届出づることを要する（施行規則第九條）。

(5) 納税組合を解散し又は町内會、部落會が納税事業を行はざるに至りたるとき

右の場合は遅滞なく届出づることを要する（施行規則第十條）。

納税事業に関する經理 納税團體の納税事業に関する經理の適否如何は、團體員の利害に直接至大の關係があるばかりでなく、納税團體の普及發達に尠からざる影響を齎らすものである。そこで本法に於ては次の事項に付規定を設け、納税團體の經理の適宜を期して居る次第である。

(1) 納税團體の管理する納税資金は納税準備預金又は郵便貯金を以つてこれを保有せねばならぬ（法第三條）。

茲に納税資金とは團體員が施行規則第一條に規定する租税公課の納付に充つる爲、豫め蓄積したる金銭の謂である。納税團體としては納期に於て單に團體員の租税公課の取纏納付の事業のみを行ふに過ぎないものもあるが、平素から納税體制を整へて置く目的で日掛、月掛其の他團體員の經濟事情に適合した方法に依り、平素より納税資金を蓄積せしめ、且その資金は團體がこれを管理し置き、納期に於て租税

公課の納付に充當するといふ方法を執つて居るもの、或は取纏納付の方法と、納税資金管理の方法とを併用して居るものが尠くない。従つてこれ等納税資金の管理保有は最も確實なるを要し又其の資金が長期固定的な運用若は他の不適當なる投資に向けられない様一定の制限が加へられた次第である。

前述の如く納税團體の管理する納税資金は、郵便貯金か又は後に述べる納税準備預金に預け入れなければならぬのであるが、郵便貯金とするか、納税準備預金となすかは素より團體の自由であり、又其の預金者名義に付ても、これを代表者名義で一括預貯金して置くも、或は團體員各自の名義を以つて預貯金して置いても差支ない。

(2) 納税團體は帳簿を備へ次の事項を是非記載せねばならぬ(法第四條及施行規則第十二條)。

(イ) 納税組合員又は納税事業利用者毎の納税資金の受拂額及現在額

納税資金の蓄積を爲さしむる團體のみが、これを必要とするのであつて、納期前豫め納税資金の蓄積を爲さず納期に際し團體員から租税公課を取纏めて直にこれを納付する團體に在りては記載の必要はない。

(ロ) 納税組合員又は納税事業利用者毎の租税公課の納付額及納付年月日

如何なる納税團體もこれを記載し、納税團體で取扱つた事蹟を一人別に明瞭にして置かねばならぬ。

(ハ) 納税資金以外の資金受拂額及現在額

納税資金以外の資金とは、例へば水道料、使用料、手数料等の納付資金として團體員より蓄積せしめた金銭、或は納税團體が國又は市町村等から交付せられた補助金、交付金等納税資金に非らずして團體が管理し又は所有する一切の金銭を謂ふのである。

以上は納税團體帳簿の絶對的要記載事項であるが、これ等の事項を明瞭ならしめ得るものである限り、帳簿の種類又は様式若は記載方法には別段の制限はないのである。従つて團體に於ては其の事業の内容、事務の多少、管理資金の用途及目的、記帳の便否に従ひ、右必要事項を整然且明瞭ならしむべく帳簿組織等に付いて創意と工夫を凝らして貰ひたいのである。

(3) 町内會、部落會の納税事業に関する經理は他の事業又は施設に関する經理と分別せねばならぬ(施行組別第十三條)。

町内會、部落會は納税事業のみならず、多種多様の公共的事业又は施設を行ふものであつて、其の出納する金銭も町内會、部落會自體のものもあれば、それ以外の用途目的を異にする各種の金銭もある。従つて其の經理は相當複雑となるので、特別會計設置と同様の趣旨に依り、納税事業に関する經理は、これを他の事業又は施設に関する經理と分別すべく定められてゐる。

次に今度新に設けられた納税準備預金制度について説明する。

納税準備預金は國民の納税準備上の便宜を考へて今度新しく設けられた制度で、納税準備預金として預金をして置けば、納期が来た場合納税者は納税告知書等を單に預け先の銀行等に持つて行くだけで済み、其の後の預金を引出して市町村等へ納付する等の手續は全部銀行等が責任をもつて違つて呉れることになつて居る。納税團體は固より納税團體が納税資金を納税準備預金となすことは前述の通りであるが此の外に個人又は法人に於ても之の制度を利用し得ることになつて居る。

大要は次の通りである。

(イ) 納税準備預金の意義 納税準備預金とは、施行規則第二十八條に規定する租税公課の納付に充つる爲、日本銀行以外の銀行、市街地信用組合又は信用事業を行ふ産業組合（これ等を總稱して指定金融機關と謂ふ）に預け入れたる預金又は貯金を謂ふのである。而して施行規則第二十八條に規定する租税公課とは納税團體に於て取扱ふべき租税公課（納税團體に於て取扱ふ租税公課の範圍に於ては前に述べた）と一致する租税公課、並に法人税、法人の臨時利得税、法人の營業税、法人の營業税附加税である（法第十條）。

(ロ) 納税準備預金の利率 納税準備預金の利率は日歩七厘五毛である。

(ハ) 納税準備預金の受入 指定金融機關は貯蓄銀行法、市街地信用組合法又は産業組合法等本法以外の法律の規定に關係なく納税準備預金を受入れることが出来る（法第十二條）。

(ニ) 利子に對する分類所得税の免除 納税準備預金の利子に於ては、甲種の配當利子所得に對する分類所得税が免除せられる。但し施行規則第二十八條に規定する租税公課の納付以外の目的の爲に引出された場合の其の引出金利子相當額に於ては免除せられない（法第十六條、施行規則第三十七條及第三十八條）。

(ホ) 納税準備預金を以つてする租税公課の納付手續 納税準備預金を以つて本法第十條（施行規則第二十八條參照）に規定する租税公課の納付に充てんとするときは、納税告知書、徵税傳令書、納税令書等を指定金融機關に提出して、其の租税公課の納付を指定金融機關に委託するのである。此の場合指定金融機關は正當の事由がない限り預金者又は納税團體の委託を拒んではならぬこととなつて居る（法第十三條）。

指定金融機關は、納税者又は納税團體より以上の納税委託があつたときは、納税準備預金の拂出手續を爲し、納税者又は納税團體に代つて納税手續を濟ませるのである。

(ヘ) 納税準備預金の引出制限 納税準備預金は納税準備の爲に預けられた預金であるから次に掲ぐる場合の外これが引出を爲すことを得ない。尙(1)以外の事由に依り引出す場合は法人は稅務署長、法人以外の者は市町村長の承認を受けねばならぬ（法第十二條及施行規則第三十三條）。

(1) 本法第十條（施行規則第二十八條參照）に規定する租税公課の納付に充つる場合。

- (2) 預金者戦時災害其の他の災害に因り所得の基因たる資産又は事業の用に供する資産に付甚大なる被害を受けたるとき。
- (3) 施行規則第二十八條に規定する租税公課の納付義務なきに至りたる時。
- (4) 税務署長又は市町村長に於て已むことを得ざる事由ありと認めたる時、例へば納税準備預金の預金者又は其の家族(納税團體の團體員及其の家族を含む)が罹病其の他の災厄に罹つたやうな場合、納税團體が解散し又は團體員が脱退したやうな場合、誤つて納税準備預金へ預入れて居たやうな場合である。

(ト) 納税準備預金の讓渡禁止及差押制限 納税準備預金はこれを他人に讓渡することは出来ない。又其の差押は極めて限られた場合の外これを許さないこととなつてゐる(法第十四條、第十五條及施行規則第三十六條)。

三 納税團體の助成

納税團體の助成に關しては政府よりの助成と、道府縣又は市町村等地方自治團體よりの助成とがあり、其の主なる内容は納税團體に對する補助金又は獎勵金及交付金の交付である。

政府の補助金又は獎勵金 納税團體に對する政府の補助金又は獎勵金の交付に關しては本法第五條の規

定する所である。即ち政府は豫算の範圍内に於て納税團體に補助金又は獎勵金を交付し得るのである。

此の補助金又は獎勵金の内容及これを交付すべき納税團體の範圍及交付標準等に付ては豫算額の多寡、補助獎勵を爲すべき事項の緩急性を考慮して決定せられるのであるが、當分は本法施行後新設を見た納税團體に對する設立助成金(一團體當十五圓乃至二十圓程度)の交付が、政府助成の内容として定められる豫定である。

府縣、市町村等の交付金 納税團體に對する府縣、市町村の交付金に關しては法令に別段の規定はないが、從來市町村は納税成績の昂上、納税團體の普及獎勵を圖る目的を以て、納税獎勵規定を設け、納税團體に對して交付金を交付して居ることは、周知の通であり、其の金額は全國で數百萬圓に上つてゐる。

以上の如く納税團體に對する助成に付ては政府助成と市町村等地方自治團體助成の二途が執られてゐるのであるが、主たる助成としてはこれを市町村より納税團體に交付する交付金に俟たねばならぬ。納税團體の主體は町内會、部落會又は納税組合等其の殆んどが市町村内の團體であることと、且これ等の納税團體は市町村の徴收すべき國稅、道府縣稅又は市町村稅等の納税を容易確實ならしむる爲の事業を行ふものなるが故である。

四 納税團體の監督

納税團體の監督に付ては、職域納税組合に限り税務署長これを監督するのであるが、職域納税組合以外の納税團體に付ては總て市(六大都市に在つては區長)町村長がこれを監督するのである(法第六條第三十條、施行規則第十六條及第十八條)。

税務署長又は市町村長が本法の規定に依り行ふ監督権の内容は左の通である。

- (1) 納税團體の事業に關し質問を爲し又は報告を爲さしめ得ること
 - (2) 納税團體の帳簿書類其の他の物件の検査を爲し得ること
 - (3) 納税團體に對し規約の變更其の他監督上必要なる命令を爲し得ること
- 税務署長若は其の代理官又は市町村長が右の權限に基き帳簿書類等を検査するときは検査章を携帯せねばならぬ(施行規則第十七條)。又納税團體の監督機關は以上の如く税務署長又は市(區)町村長であるが、此等監督機關相互間に於ては常に嚴密なる有機的連繫を保持し、監督機關の區分に依つて指導方針に背馳を來し或は監督上の寬嚴その度を異にすることのないやうに留意すると共に、常に指導的監督といふ立場で團體の育成強化に努むることが肝要である。

五 罰 則

次の場合に於ては納税團體の代表者は三百圓以下又は百圓以下の過料に處せられることとなつてゐる

(法第二十八條及第二十九條)。

- (1) 本法第三條の規定に違反し納税資金を納税準備預金又は郵便貯金を以て保有せざるとき
- (2) 本法第六條第二項の規定に依る命令(税務署長又は市町村長が爲したる規約の變更其の他監督上必要なる命令)に違反したるとき
- (3) 本法に依る届出(納税團體設立の場合の規約の届出等)を爲さざるとき
- (4) 本法第四條の規定に依る帳簿の記載(施行規則第十三條參照)を爲さず又は虚偽の記載を爲したるとき
- (5) 本法第六條第一項の規定に依る税務署長若は代理官又は市町村長の質問に對し答辯を爲さず又は虚偽の陳述を爲したるとき
- (6) 本法第六條第一項の規定に違反し報告を爲さず若は虚偽の報告を爲し又は帳簿書類其の他の物件の検査を拒み妨げ若は忌避したるとき

以上納税團體の代表者に對する罰則事項に關しては納税團體に於ては勿論、税務官署、市町村當局等納税團體指導監督の任に膺るものとしても、十分意を須ひ、罰則にふれ若は本法に背反なからしむる様努むべきである。

附 録

- 納税施設法 二六頁
- 納税施設法施行期日ノ件勅令 三三
- 納税施設法施行規則 三三
- 臨時納税貯蓄規則 四二
- 納税施設法施行規則第一條第四號及第二十八條第五號ノ規定ニ依ル公共團體指定ノ件 五四
- 納税團體等取扱方ノ件通牒 五四
- 町内會部落會納税部ノ整備ニ關スル件依命通牒 六〇

○納 税 施 設 法

(昭和一八年三月一五日)
法律第六四號

第一章 納 税 團 體

第一條 本法ニ於テ納税團體トハ團體員ノ命令ヲ以テ定ムル租税公課ノ納付ヲ容易確實ナラシムル爲當該租税公課ノ納付又ハ其ノ納付資金(納税資金ト稱ス以下同ジ)ノ管理及當該租税公課ノ納付ニ關シ必要ナル事業ヲ行フ町内會部落會其ノ他ノ團體ヲ謂フ

第二條 町内會部落會以外ノ納税團體(納税組合ト稱ス以下同ジ)ヲ組織シタルトキ又ハ町内會部落會ガ前條ニ規定スル事業ヲ行ハントスルトキハ團體ノ代表者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ規約ヲ稅務署長又ハ市町村長ニ届出ヅベシ規約ヲ變更シタルトキ亦同ジ

第三條 納税團體ノ管理スル納税資金ハ納税準備預金又ハ郵便貯金ヲ以テ之ヲ保有スベシ

第四條 納税團體ノ代表者ハ其ノ事業ニ關スル帳簿ヲ備ヘ命令ヲ以テ定ムル事項ヲ之ニ記載スベシ

第五條 政府ハ豫算ノ範圍内ニ於テ納税團體ニ補助金又ハ獎勵金ヲ交付スルコトヲ得

第六條 稅務署長若ハ其ノ代理官又ハ市町村長必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ納税團體ノ代表者ニ對シ其ノ事業ニ關シ質問ヲ爲シ若ハ報告ヲ爲サシメ又ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ檢査スルコトヲ得
稅務署長又ハ市町村長必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ納税團體ノ代表者ニ對シ規約ノ變更其ノ他監督上必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第二章 法人納税積立金

第七條 法人ハ毎事業年度ノ利益金又ハ剩餘金ノ處分ニ當リ法人稅其ノ他命令ヲ以テ定ムル租税ニ付命令ノ定ムル所ニ依リ納税積立金ヲ積立ツベシ
納税積立金ハ當該事業年度分ノ前項ニ規定スル租税ノ納付ニ充ツル場合ヲ除クノ外之ヲ使用スルコトヲ得ズ但シ命令ノ定ムル所ニ依リ稅務署長ノ承認アリタル場合又ハ納税積立金ガ前項ニ規定スル租税ノ額ヲ超過スル場合ニ於ケ

ル其ノ超過額ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第八條 納税積立金ハ命令ノ定ムル所ニ依リ納税準備預金ヲ以テ之ヲ保有スベシ

納税積立金中納税準備預金ヲ以テ保有スベキ割合ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第九條 稅務署長ハ命令ノ定ムル所ニ依リ前條ノ規定ニ依ル義務ノ全部又ハ一部ヲ免除スルコトヲ得

第三章 納税準備預金

第十條 本法ニ於テ納税準備預金トハ命令ヲ以テ定ムル租税公課ノ納付ニ充ツル爲命令ヲ以テ定ムル金融機關（指定金融機關ト稱ス以下同ジ）ニ預入レタル預金又ハ貯金ヲ謂フ

第十一條 指定金融機關ハ他ノ法律ニ拘ラズ納税準備預金ヲ受入ルコトヲ得

第十二條 納税準備預金ハ第十條ニ規定スル租税公課ノ納付ニ充ツル場合其ノ他命令ヲ以テ定ムル場合ヲ除クノ外之ヲ引出スコトヲ得ズ

第十三條 納税準備預金ヲ引出シ第十條ニ規定スル租税公課ノ納付ニ充テントスルトキハ納税告知書其ノ他納付ニ必要ナル書類ヲ指定金融機關ニ提出シ租税公課ノ納付ヲ委託スベシ
指定金融機關ハ正當ノ事由ナクシテ前項ノ委託ヲ拒ムコトヲ得ズ

第十四條 納税準備預金ハ之ヲ讓渡スルコトヲ得ズ

第十五條 納税準備預金ハ命令ヲ以テ定ムル場合ヲ除クノ外之ヲ差押フルコトヲ得ズ

第十六條 納税準備預金ノ利子ニ付テハ命令ノ定ムル所ニ依リ甲種ノ配當利子所得ニ對スル分類所得税ヲ免除ス

第四章 租税ノ貯蓄納付

第十七條 命令ヲ以テ定ムル租税ノ納税者命令ノ定ムル所ニ依リ當該租税額ノ百分ノ三百以内ノ金額ヲ貯蓄シタルトキハ當該租税ノ納付アリタルモノトス

第十八條 前條ノ貯蓄（戰時納税貯蓄ト稱ス以下同ジ）ハ政府之ヲ管掌ス

第十九條 戰時納税貯蓄ヲ爲シタル者ニ對シテハ戰時納税貯蓄證書ヲ交付ス

第二十條 戰時納税貯蓄ハ命令ノ定ムル所ニ依リ當該貯蓄ヲ爲シタル日ノ屬スル月ノ始ヨリ起算シ二十年以内ニ之ヲ拂戻スモノトス

第二十一條 戰時納税貯蓄ハ之ヲ讓渡スルコトヲ得ズ但シ命令ノ定ムル所ニ依リ日本銀行ニ讓渡スルハ此ノ限ニ在ラズ

第二十二條 戰時納税貯蓄ノ拂戻請求權ノ消滅時效ハ十年ヲ以テ完成ス

第二十三條 政府ハ命令ノ定ムル所ニ依リ戰時納税貯蓄ニ關スル事務ヲ市町村、日本銀行其ノ他命令ヲ以テ定ムル者ヲシテ取扱ハシムルコトヲ得

國稅徵收法第五條第一項及第八條ノ規定ハ市町村ノ收納スル戰時納税貯蓄ノ收入金ニ付之ヲ準用ス
政府ハ第一項ノ規定ニ依リ事務ノ取扱ヲ爲ス者ニ對シ其ノ費用トシテ命令ノ定ムル所ニ依リ交付金ヲ交付スルコト

ヲ得

第二十四條 戰時納稅貯蓄ノ收入金ハ第十七條ノ當該租稅額ニ相當スル金額ニ付テハ之ヲ當該租稅收入トス

戰時納稅貯蓄ノ收入金ハ前項ノ租稅收入タルモノヲ除クノ外之ヲ公債ノ發行ニ依ル收入金ト看做シ大東亞戰爭ニ關スル臨時軍事費ノ財源ニ充ツルモノトス

第二十五條 戰時納稅貯蓄ノ收入金額ハ之ヲ昭和十二年法律第八十四號ニ依ル公債ノ發行額ト看做ス此ノ場合ニ於テハ第十七條ノ當該租稅額ニ相當スル金額ハ之ヲ公債ノ發行價格差減額ト看做ス

國債整理基金特別會計法ノ適用ニ付テハ戰時納稅貯蓄ハ之ヲ國債ト看做ス但シ同法第二條第二項ノ規定ノ適用ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第五章 雜 則

第二十六條 納稅團體ノ業務、納稅準備預金及戰時納稅貯蓄ニ關スル書類ニハ印紙稅ヲ課セズ

第二十七條 左ノ場合ニ於テハ法人ノ代表者ヲ千圓以下ノ過料ニ處ス

一 第七條ノ規定ニ違反シ納稅積立金ヲ積立テズ又ハ納稅積立金ヲ使用シタルトキ

二 第八條ノ規定ニ違反シ納稅積立金ヲ納稅準備預金ヲ以テ保有セザルトキ

第二十八條 左ノ場合ニ於テハ納稅團體ノ代表者ヲ三百圓以下ノ過料ニ處ス

一 第三條ノ規定ニ違反シ納稅資金ヲ納稅準備預金又ハ郵便貯金ヲ以テ保有セザルトキ

二 第六條第二項ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタルトキ

第二十九條 左ノ場合ニ於テハ納稅團體ノ代表者ヲ百圓以下ノ過料ニ處ス

一 本法ニ依ル届出ヲ爲サザルトキ

二 第四條ノ規定ニ依ル帳簿ノ記載ヲ爲サズ又ハ虚偽ノ記載ヲ爲シタルトキ

三 第六條第一項ノ規定ニ依ル稅務署長若ハ其ノ代理官又ハ市町村長ノ質問ニ對シ答辯ヲ爲サズ又ハ虚偽ノ陳述ヲ爲シタルトキ

四 第六條第一項ノ規定ニ違反シ報告ヲ爲サズ若ハ虚偽ノ報告ヲ爲シ又ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ノ検査ヲ拒ミ、妨

グ若ハ忌避シタルトキ

第三十條 市制第六條又ハ第八十二條第三項ノ市ニ於テハ本法中市長ニ關スル規定ハ區長ニ之ヲ適用ス

町村制ヲ施行セザル地ニ於テハ本法中町村ニ關スル規定ハ町村ニ準ズベキモノニ、町村長ニ關スル規定ハ町村長ニ準ズベキモノニ之ヲ適用ス

第三十一條 本法ニ規定スルモノノ外納稅團體、法人納稅積立金、納稅準備預金及戰時納稅貯蓄ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム 註(昭和一八年三月三〇日勅令第三二四號)ニ依リ昭和一八年四月一日ヨリ施行

法人納税積立金ニ付テハ昭和十八年十月一日以後終了スル事業年度分ヨリ本法ヲ適用
本法施行ノ際現ニ第一條ニ規定スル事業ヲ行フ町内會部落會其ノ他ノ團體ノ代表者ハ本法施行ノ日ヨリ二月以内ニ命
令ノ定ムル所ニ依リ規約ヲ稅務署長又ハ市町村長ニ届出ツベシ

○納税施設法施行期日ノ件 (昭和十八年三月三〇日 勅令第三二四號)

納税施設法ハ昭和十八年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

○納税施設法施行規則 (昭和十八年三月三一日 大藏、内務省令第一號)

第一章 納 税 團 體

- 第一條 納税施設法第一條ノ租税公課ヲ定ムルコト左ノ如シ
 - 一 國稅徵收法ニ依リ市町村ニ於テ徵收スル國稅
 - 二 地方稅法ニ依リ市町村ニ於テ徵收スル府縣稅又ハ北海道地方稅
 - 三 市町村稅
 - 四 北海道、府縣、市町村其ノ他大藏大臣ノ指定スル公共團體ノ公課
- 第二條 町内會部落會以外ノ納税團體(納税組合ト稱ス以下同ジ)ノ規約ニハ少クトモ左ノ事項ヲ記載スベシ

- 一 名稱及事務所ノ所在地
- 二 組合員タル資格ニ關スル規定
- 三 組合員ノ加入及脱退ニ關スル規定
- 四 代表者其ノ他ノ役員ノ選任及解任ニ關スル規定
- 五 納税資金ノ蓄積及管理ニ關スル規定
- 六 租税公課ノ納付ニ關スル規定
- 七 規約ノ變更ニ關スル規定

第三條 町内會部落會ノ納税施設法第一條ノ事業(納税事業ト稱ス以下同ジ)ニ關スル規約ニハ少クトモ左ノ事項ヲ記
載スベシ

- 一 納税事業ノ利用ニ關スル規定
- 二 納税資金ノ蓄積及管理ニ關スル規定
- 三 租税公課ノ納付ニ關スル規定
- 四 規約ノ變更ニ關スル規定

第四條 納税組合ハ其ノ名稱中ニ納税組合ナル文字ヲ用フベシ

第五條 納税組合ニハ之ヲ管理シ代表スル組合長ヲ置クコトヲ要ス

第六條 納稅施設法第二條ノ規定ニ依ル届出ハ規約ノ成立又ハ變更ノ日ヨリ二週間以内ニ之ヲ爲スベシ

前項ノ届出ニハ納稅組合ニ在リテハ組合員ノ住所及氏名、町内會部落會ニ在リテハ納稅事業利用者ノ住所及氏名ヲ記載シタル名簿ヲ添附スベシ但シ規約ノ變更ノ場合ニ在リテハ此ノ限ニ在ラズ

第七條 前條第一項ノ届出ハ同業者又ハ勤務先ヲ同ジクスル者ヲ以テ組合員タル資格要件トスル納稅組合ハ職域納稅組合ト稱ス以下同ジニ在リテハ其ノ組合ノ主タル事務所ノ所在地ヲ管轄スル稅務署長ニ、町内會部落會ニ在リテハ市町村長ニ之ヲ爲スベシ

第八條 納稅團體ノ代表者ニ變更アリタルトキハ其ノ變更ノ日ヨリ二週間以内ニ之ヲ稅務署長又ハ市町村長ニ届出ツベシ

第九條 納稅組合ノ組合員又ハ町内會部落會ノ納稅事業ノ利用者ニ異動アリタルトキハ納稅團體ノ代表者ハ遲滞ナク之ヲ稅務署長又ハ市町村長ニ届出ツベシ

第十條 納稅組合解散シ又ハ町内會部落會納稅事業ヲ行ハザルニ至リタルトキハ納稅團體ノ代表者ハ遲滞ナク之ヲ稅務署長又ハ市町村長ニ届出ツベシ

第十一條 第七條ノ規定ハ前三條ノ届出ニ付之ヲ準用ス

第十二條 納稅團體ノ代表者ハ少クトモ左ノ事項ヲ帳簿ニ記載スベシ

- 一 納稅組合ノ組合員又ハ町内會部落會ノ納稅事業ノ利用者毎ノ納稅資金ノ受拂額及現在額
- 二 納稅組合ノ組合員又ハ町内會部落會ノ納稅事業ノ利用者毎ノ租稅公課ノ納付額及納付年月日



三 納稅資金以外ノ資金受拂額及現在額

第十三條 町内會部落會ノ納稅事業ニ關スル經理ハ他ノ事業又ハ施設ニ關スル經理ト之ヲ分別スベシ

第十四條 納稅團體ノ管理スル納稅資金ハ納稅團體ノ代表者ノ名義ヲ以テ之ヲ納稅準備預金又ハ郵便貯金トシテ預ケ入ルルコトヲ得

第十五條 前條ノ規定ニ依リ納稅團體ノ代表者ガ預ケ入レタル納稅準備預金ニ付利子ノ支拂ヲ受クルトキハ代表者ハ團體員毎ノ利子額明細書ヲ支拂者ニ提出スベシ

第十六條 稅務署長又ハ其ノ代理官ハ職域納稅組合ノ代表者ニ對シ、市町村長ハ納稅事業ヲ行フ町内會部落會ノ代表者ニ對シ其ノ事業ニ關シ質問ヲ爲シ若ハ報告ヲ爲サシメ又ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ノ検査ヲ爲スコトヲ得

第十七條 稅務署長若ハ其ノ代理官又ハ市町村長前條ノ規定ニ依リ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ検査スルトキハ別記書式ニ依ル検査章ヲ携帯スベシ

第十八條 稅務署長ハ職域納稅組合ノ代表者ニ對シ、市町村長ハ納稅事業ヲ行フ町内會部落會ノ代表者ニ對シ規約ノ變更其ノ他監督上必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第二章 法人納稅積立金

第十九條 法人ハ毎事業年度ノ利益金又ハ剩餘金ノ處分ニ當リ當該事業年度分トシテ課セラルベキ法人稅、臨時利得稅、營業稅及營業稅附加稅ヲ計算シ其ノ額ニ相當スル納稅積立金ヲ積立ツベシ

第二十條 法人納稅施設法第七條第一項ノ規定ニ依リ納稅積立金ヲ積立テタルトキハ「納稅積立金」勘定(貸方勘定)ヲ

設ケ之ニ繰入ルベシ

第二十一條 法人納稅施設法第七條第二項但書ノ規定ニ依リ納稅積立金ノ使用ニ付稅務署長ノ承認ヲ受ケントスルトキハ其ノ金額及事由ヲ記載シタル申請書ヲ所轄稅務署ニ提出スベシ

第二十二條 法人納稅積立金ヲ積立テタルトキハ其ノ積立ノ日ヨリ二月以内ニ納稅準備預金ヲ以テ之ヲ保有スベシ

第二十三條 納稅積立金中納稅準備預金ヲ以テ保有スベキ割合ハ第十九條ノ規定ニ依リ積立ツベキ納稅積立金ノ百分ノ六十五ヲ下ルコトヲ得ズ

第二十四條 法人納稅準備預金ヲ保有シタルトキハ「納稅準備預金」勘定(借方勘定)ヲ設ケ之ニ繰入ルベシ

第二十五條 法人納稅施設法第八條第一項ノ規定ニ依リ納稅準備預金ノ預ケ入ヲ爲サントスルトキハ當該預金ニ對應スル納稅積立金ノ屬スル事業年度名ヲ金融機關ニ明示スベシ

第二十六條 法人左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ稅務署長ハ納稅施設法第八條第一項ニ規定スル納稅準備預金ノ保有義務ノ全部又ハ一部ヲ免除スルコトヲ得

一 最近ノ決定ニ係ル三事業年度分ノ法人稅、臨時利得稅、營業稅及營業稅附加稅ヲ納期限内ニ納付シ且將來滯納ノ虞ナシト認メタルトキ

二 戰時災害其ノ他ノ災害ニ因リ所得ノ基因タル資産又ハ事業ノ用ニ供スル資産ニ付甚大ナル被害ヲ受ケタルトキ

三 前各號ノ外稅務署長ニ於テ已ムコトヲ得ザル事由アリト認メタルトキ

第二十七條 法人前條ノ規定ニ依リ納稅準備預金保有義務ノ全部又ハ一部ノ免除ヲ受ケントスルトキハ其ノ金額及事

由ヲ記載シタル申請書ヲ所轄稅務署ニ提出スベシ

第三章 納稅準備預金

第二十八條 納稅施設法第十條ノ租稅公課ヲ定ムルコト左ノ如シ

一 法人稅、法人ノ臨時利得稅、法人ノ營業稅及法人ノ營業稅附加稅

二 國稅徵收法ニ依リ市町村ニ於テ徵收スル國稅

三 地方稅法ニ依リ市町村ニ於テ徵收スル府縣稅又ハ北海道地方稅

四 市町村稅

五 北海道、府縣、市町村其ノ他大藏大臣ノ指定スル公共團體ノ公課

第二十九條 納稅施設法第十條ノ金融機關(指定金融機關ト稱ス以下同ジ)ヲ定ムルコト左ノ如シ

一 銀行(日本銀行ヲ除ク)

二 市街地信用組合

三 信用事業ヲ行フ産業組合

第三十條 納稅準備預金ハ預金者又ハ其ノ家族以外ノ者ノ租稅公課ノ納付ニ充ツルコトヲ得ズ

納稅團體ノ代表者名義ヲ以テ預ケ入レタル納稅準備預金ハ當該納稅團體ノ團體員又ハ其ノ家族以外ノ者ノ租稅公課ノ納付ニ充ツルコトヲ得ズ

第三十一條 指定金融機關ハ預金者ノ請求ニ依リ納稅準備預金ヲ他ノ指定金融機關ニ移轉スルコトヲ得

第三十二條 前條ノ規定ニ依リ納稅準備預金ノ移轉アリタル場合ハ納稅準備預金ノ引出ナカリシモノト看做ス

第三十三條 納稅準備預金ノ預金者左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ法人ノ納稅準備預金ニ付テハ稅務署長、其ノ他ノ納稅準備預金ニ付テハ市町村長ノ承認ヲ受ケ第二十八條ニ規定スル租稅公課ノ納付以外ノ目的ノ爲納稅準備預金ヲ引出スコトヲ得

- 一 戰時災害其ノ他ノ災害ニ因リ所得ノ基因タル資産又ハ事業ノ用ニ供スル資産ニ付甚大ナル被害ヲ受ケタルトキ
- 二 第二十八條ニ規定スル租稅公課ノ納付義務ナキニ至リタルトキ
- 三 前各號ノ外稅務署長又ハ市町村長ニ於テ已ムコトヲ得ザル事由アリト認メタルトキ

第三十四條 納稅施設法第八條第一項ノ規定ニ依リ法人ノ保有スル納稅準備預金ガ同法第七條第一項ニ規定スル租稅ノ納付義務額ヲ超過スル場合ニ於ケル其ノ超過額ニ付テハ稅務署長ノ證明ヲ受ケ之ヲ引出スコトヲ得

第三十五條 第三十三條ノ規定ニ依リ納稅準備預金ノ引出ニ付承認ヲ受ケントスル、キハ其ノ金額及事由ヲ記載シタル申請書ヲ稅務署長又ハ市町村長ニ提出スベシ

第三十六條 納稅準備預金ハ左ノ場合ニ限り之ヲ差押フルコトヲ得

- 一 納稅施設法第八條第一項ノ規定ニ依リ法人ノ保有スル納稅準備預金ニ付同法第七條第一項ニ規定スル租稅ノ徵收ノ爲必要アルトキ
- 二 納稅施設法第八條第一項ノ規定ニ依リ法人ノ保有スル納稅準備預金ガ同法第七條第一項ニ規定スル租稅ノ納付義務額ヲ超過スル場合ニ於ケル其ノ超過額又ハ納稅施設法第八條第一項ノ規定ニ依ラザル法人ノ納稅準備預金若

ハ法人以外ノ者ノ納稅準備預金ニ付第二十八條ニ規定スル租稅公課ノ徵收ノ爲必要アルトキ

三 前各號ノ外法人ノ納稅準備預金ニ付テハ稅務署長、法人以外ノ者ノ納稅準備預金ニ付テハ市町村長ノ承認ヲ受ケタルトキ

第三十七條 納稅準備預金ノ利子ニ付テハ甲種ノ配當利子所得ニ對スル分類所得稅ヲ免除ス但シ第二十八條ニ規定スル租稅公課ノ納付以外ノ目的ノ爲引出サレタル納稅準備預金ニ對スル利子ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第三十八條 前條但書ノ規定ニ依リ甲種ノ配當利子所得ニ對スル分類所得稅ヲ徵收スル場合ニ於テハ納稅準備預金ノ預ケ入ノ順序ニ從ヒ順次之ガ引出(第二十八條ニ規定スル租稅公課ノ納付ニ充テラルルモノノ引出ヲ含ム)アリタルモノト看做シ其ノ利子金額ヲ計算ス

第四章 雜 則

第三十九條 市制第六條又ハ第八十二條第三項ノ市ニ於テハ本令中市長ニ關スル規定ハ區長ニ之ヲ適用ス

町村制ヲ施行セザル地ニ於テハ本令中町村ニ關スル規定ハ町村ニ準ズベキモノニ、町村長ニ關スル規定ハ町村長ニ準ズベキモノニ之ヲ適用ス

附 則

本令ハ納稅施設法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和二十三年九月三十日以前ニ終了スル事業年度分ノ法人納稅積立金ハ第十九條ノ規定ニ依リ計算シタル金額ニ左ノ割合ヲ乗ジタル額ニ依ルコトヲ得

- 一 昭和十八年十月一日以後昭和十九年九月三十日迄ニ終了スル事業年度分 百分ノ三十
 - 二 昭和十九年十月一日以後昭和二十年九月三十日迄ニ終了スル事業年度分 百分ノ四十
 - 三 昭和二十年十月一日以後昭和二十一年九月三十日迄ニ終了スル事業年度分 百分ノ五十五
 - 四 昭和二十一年十月一日以後昭和二十二年九月三十日迄ニ終了スル事業年度分 百分ノ七十
 - 五 昭和二十二年十月一日以後昭和二十三年九月三十日迄ニ終了スル事業年度分 百分ノ八十五
- 昭和二十二年九月三十日以前ニ終了スル事業年度分ノ法人納税積立金中納税準備預金ヲ以テ保有スベキ割合ハ第九條ノ規定ニ依リ計算シタル金額ニ左ノ割合ヲ乗ジタル額ニ依ルコトヲ得
- 一 昭和十八年十月一日以後昭和十九年九月三十日迄ニ終了スル事業年度分 百分ノ二十
 - 二 昭和十九年十月一日以後昭和二十年九月三十日迄ニ終了スル事業年度分 百分ノ三十
 - 三 昭和二十年十月一日以後昭和二十一年九月三十日迄ニ終了スル事業年度分 百分ノ四十
 - 四 昭和二十一年十月一日以後昭和二十二年九月三十日迄ニ終了スル事業年度分 百分ノ五十
- 納税施設法施行ノ際現ニ納税事業ヲ行フ町内會部落會其ノ他ノ團體ノ代表者ガ同法附則第三項ノ規定ニ依リ爲ス届出ハ職域納税組合ニ在リテハ組合ノ主タル事務所ノ所在地ヲ管轄スル税務署長ニ、職域納税組合以外ノ納税組合及町内會部落會ニ在リハ市町村長ニ之ヲ爲スベシ此ノ場合ニ於テハ第六條第二項ノ規定ヲ準用ス
- 職域納税組合以外ノ納税組合ハ第八條乃至第十一條、第十六條及第十八條ノ規定ノ適用ニ付テハ之ヲ町内會部落會ト看做ス

面 裏

第 號 昭 和 年 月 日 交 付

面 表

納 税 圖 體 檢 査 章

官 氏 名 (父ハ市町村及縣名)

税 務 署 (父ハ市町村)

又 市 稅 務 署 町 村 印

別記書式 (用紙寸法 縦三寸)

○戰時納稅貯蓄規則 (昭和十八年七月一日)
(大藏省令第五八號)

第一條 納稅施設法(以下ト稱ス)第十七條ノ租稅ハ左ノ各號ニ掲グル租稅(以下特定租稅ト稱ス)トス

- 一 分類所得稅(甲種ノ配當利子所得及甲種ノ退職所得ニ對スル分類所得稅ヲ除ク)
- 二 綜合所得稅(所得稅法第六條第一項ニ規定スル綜合所得稅ヲ除ク)
- 三 個人ノ臨時利得稅

第二條 戰時納稅貯蓄ハ之ヲ甲種貯蓄及乙種貯蓄ノ二種トス

第三條 法第十七條ノ金額ハ特定租稅ノ納稅者ガ納期ニ於テ納付スベキ當該租稅額(當該租稅ガ甲種ノ勤勞所得ニ對スル分類所得稅ナルトキハ當該所得ノ支拂ヲ受クル際徵收セラルベキ租稅額)ニ對シ左ニ掲グル割合ヲ乘ジテ得タル金額トス

甲種貯蓄 百分ノ二百

乙種貯蓄 百分ノ三百

第四條 前條ノ金額ハ之ヲ三十圓以上(當該租稅ガ甲種ノ勤勞所得ニ對スル分類所得稅ナルトキハ五圓以上)二萬圓以下トス

第五條 戰時納稅貯蓄ハ第三條ノ當該租稅ノ納期限內(當該租稅ガ甲種ノ勤勞所得ニ對スル分類所得稅ナルトキハ當該所得ノ支拂ヲ受クル際)ニ限り之ヲ爲スコトヲ得

第六條 戰時納稅貯蓄ハ當該貯蓄ヲ爲シタル日ノ屬スル月ノ始ヨリ起算シ左ニ掲グル期間滿了ノ日ニ於テ之ヲ拂戻スモノトス

甲種貯蓄 十九年

乙種貯蓄 十一年六ヶ月

第七條 戰時納稅貯蓄ノ收入金ノ收納ニ關スル事務ハ第三條ノ當該租稅ガ甲種ノ勤勞所得ニ對スル分類所得稅ナル場合ヲ除クノ外市町村ヲシテ之ヲ取扱ハシム

第八條 甲種ノ勤勞所得ニ對スル分類所得稅ノ納稅者ガ戰時納稅貯蓄ヲ爲スコトヲ得ルハ當該租稅ノ徵收義務者ガ戰時納稅貯蓄ノ收入金ノ收納ニ關スル事務ノ取扱ヲ爲ス場合ニ限ルモノトス

第九條 前項ノ場合ニ於テ徵收義務者其ノ取扱ヲ爲サントスルトキハ第一號書式ニ依リ其ノ旨所轄地方長官ニ届出ツベシ

第十條 前二條及第十五條ニ規定スル事務ヲ除クノ外戰時納稅貯蓄ニ關スル事務ハ日本銀行ヲシテ之ヲ取扱ハシム

第十一條 戰時納稅貯蓄ヲ爲サントスル者ハ貯蓄金ニ第二號書式ニ依ル戰時納稅貯蓄申込書並ニ納稅告知書ヲ添ヘ之ヲ第三條ノ當該租稅ノ納付ヲ爲スベキ場所ニ提出スベシ但シ第八條ニ規定スル場合ニ於テハ戰時納稅貯蓄申込書ヲ當該租稅ノ徵收義務者ニ提出スルヲ以テ足ル

第十二條 前項但書ノ場合ニ於テハ貯蓄金ハ當該徵收義務者ノ支拂ヲ給與ノ一部ヲ以テ之ニ充ツルモノトシ徵收義務者其ノ支拂ノ際之ヲ收納スルモノトス

第十一條 市町村ニ於テ貯蓄金ヲ收納シタルトキハ戰時納稅貯蓄證書引換證ヲ戰時納稅貯蓄ヲ爲シタル者(以下貯蓄者ト稱ス)ニ交付スベシ

市町村ハ前項ノ場合ニ於テ國稅徵收法施行細則第三號書式ニ依ル領收證書ニ當該租稅ノ貯蓄納付アリタル旨ヲ表示スル證印ヲ爲シタル上之ヲ貯蓄者ニ交付スベシ

第十二條 市町村ニ於テ收納シタル戰時納稅貯蓄ノ收入金ハ國稅徵收法施行細則第四號書式ニ依ル送付書、第二號書式ニ依ル戰時納稅貯蓄振込通知書及第三號書式ニ依ル送付書ヲ添付シ漸次之ヲ日本銀行ニ送付スベシ但シ第三條ニ規定スル當該租稅ノ納期後七日ヲ過グルコトヲ得ズ

第十三條 國稅徵收法施行規則第六條ノ規定ハ市町村ノ收納スル戰時納稅貯蓄ノ收入金ニ付之ヲ準用ス

第十四條 第八條ノ徵收義務者ニ於テ收納シタル戰時納稅貯蓄ノ收入金ハ所得稅法施行細則第一號書式ニ依ル拂込書、同第三號書式丁ニ依ル計算書、第二號書式ニ依ル戰時納稅貯蓄振込通知書及第四號書式ニ依ル送付書ヲ添付シ翌月十日迄ニ之ヲ日本銀行ニ送付スベシ

第十五條 市町村又ハ第八條ノ徵收義務者ハ日本銀行ヨリ戰時納稅貯蓄證書ノ送付アリタルトキハ之ヲ貯蓄者ニ交付スベシ

第十六條 日本銀行ハ戰時納稅貯蓄ノ收入金ノ拂込ヲ受ケタルトキハ第三條ノ當該租稅額ニ相當スル金額ヲ除クノ外之ヲ公債募集金トシテ受入レ整理スベシ

日本銀行ハ戰時納稅貯蓄ノ受入、拂戻及殘高ヲ明瞭ニスベキ帳簿ヲ備置クベシ

日本銀行ハ毎月ノ戰時納稅貯蓄ノ受入額及拂戻額ヲ大藏省ニ報告スベシ

第十七條 法第二十三條第三項ノ規定ニ依ル交付金ハ戰時納稅貯蓄件數及金額(戰時納稅貯蓄ノ收入金額ヨリ當該租稅額ニ相當スル金額ヲ控除シタル金額)ニ應ジ左ノ區別ニ從ヒ之ヲ市町村及第八條ノ徵收義務者ニ交付ス

一 件數一件ニ付

人口百萬以上ノ市 五錢

人口百萬未滿ノ市 十錢

町 十五錢

村 五錢

二 金額ニ對シ 千分ノ一

前項ノ交付金ノ交付ヲ受ケントスル者ハ其ノ毎年收納シタル戰時納稅貯蓄ニ付翌年一月三十一日迄ニ請求書ヲ所轄地方長官ニ提出スベシ

第十八條 第十一條ノ貯蓄者ニ對シテハ第五號書式ニ依ル戰時納稅貯蓄證書ヲ交付ス

第八條ニ規定スル場合ノ貯蓄者ニ對シテハ第六號書式ニ依ル戰時納稅貯蓄證書ヲ交付ス

第十九條 左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ戰時納稅貯蓄ノ貯蓄者又ハ其ノ相續人ハ日本銀行ニ對シ戰時納稅貯蓄ヲ讓渡スルコトヲ得

一 生業、負債整理又ハ災害復舊ノ爲資金ヲ必要トシ戰時納稅貯蓄ヲ讓渡スルニ非ザレバ他ニ適當ナル方法ナキト

- 二 生活困難ニシテ戦時納税貯蓄ヲ譲渡スルニ非ザレバ生計ヲ維持シ難キニ至リタルトキ
- 三 其ノ他前各號ニ準ズル已ムヲ得ザル事情アルトキ
- 四 前各號ニ揚グル場合ヲ除クノ外相續稅ヲ課スベキ相續財産中戦時納税貯蓄アル場合ニ於テ當該相續稅ノ納付ノ爲資金ヲ必要トスルトキ

前項ノ場合ニ於テ戦時納税貯蓄ノ貯蓄者又ハ其ノ相續人ハ日本銀行本店 支店又ハ代理店ニ戦時納税貯蓄證書(前項第四號ノ場合ニ於テハ當該相續稅ニ關スル納稅告知書ヲ呈示スルコトヲ要ス)ヲ提出シ之ヲ請求スルモノトス

第一項ノ場合ニ於ケル譲渡價格ハ大藏大臣之ヲ定メ告示ス

第二十條 貯蓄者戦時納税貯蓄ノ拂戻ヲ受ケントスルトキハ戦時納税貯蓄證書ヲ當該證書記載ノ拂戻店タル日本銀行本店 支店又ハ代理店ニ提出シ之ヲ請求スルモノトス

戦時納税貯蓄ノ貯蓄者又ハ其ノ相續人ハ當該貯蓄ノ拂戻店ノ變更ヲ請求スルコトヲ得

第二十一條 戦時納税貯蓄證書ヲ亡失シタルトキハ貯蓄者又ハ其ノ相續人ハ代證書ノ交付ヲ請求スルコトヲ得

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第一號書式

戦時納税貯蓄收納事務取扱届書

- 一、届出者ノ住所又ハ所在地及氏名 商號又ハ名稱
 - 二、戦時納税貯蓄收入金送付先(日本銀行本店 支店又ハ代理店)
- 右戦時納税貯蓄規則第八條ノ規定ニ依リ戦時納税貯蓄收納事務取扱度此段及御届候也

年 月 日

住所又ハ所在地

商號又ハ名稱

氏名又ハ代表者

印

殿

第二號書式

取扱店名

戰時納稅貯蓄申込書

種 類 種 類 種 類

納付スルキ租 納付スルキ租 納付スルキ租

税 額 税 額 税 額

圓 圓 圓

錢 錢 錢

* 戰時納稅貯蓄額

上記金額納稅施設法ノ規定ニ基キ戰時納稅貯蓄致度
現金相添申込候也

* 昭和 年 月 日

(貯蓄者)

* 現住所

* 氏名

大 藏 大 臣 殿

戰時納稅貯蓄振込通知書

(市町村名又ハ)
(徴收義務者名印)

日本銀行 店 御 中

下記金額戰時納稅貯蓄トシテ受入候ニ付テハ戰時納
稅貯蓄證書交付方取計相成度候

* 戰時納稅貯蓄額	圓	錢
納付スルキ租	種 類	種 類
* 租	種 類	種 類
* 貯蓄者	現住所	氏名

戰時納稅貯蓄證書引換證

種 類

* 戰時納稅貯蓄額

圓 錢

上記金額正ニ領收候ニ付テハ本證引換ニ戰時納稅貯
蓄證書交付可致候

* 昭和 年 月 日

(市町村長名謹印)

殿

上記戰時納稅貯蓄證書正ニ領收候也

昭和 年 月 日

住 所

氏 名

本貯蓄ノ申込者ハ右三連紙ノ*印ノ側所ニ所定ノ事項ヲ記入ニト

第三號書式

領收書

種 臨時納稅貯蓄	市町村名
申込書 枚數	
通知書 枚數	
一金 也 昭和 年 月 受入分	但之何之稅納付額 也 三對スル貯蓄收入金
右及送付候也	昭和 年 月 日
日本銀行 店	日本銀行 店

送付書

種 臨時納稅貯蓄	市町村名
申込書 枚數	
通知書 枚數	
一金 也 昭和 年 月 受入分	但之何之稅納付額 也 三對スル貯蓄收入金
右及送付候也	昭和 年 月 日
日本銀行 店 御中	日本銀行 店 御中

注意 一、金額ハ當該租稅相當額ヲ控除セル額ヲ記入ノコト
 二、當該租稅相當額ハ當該租稅ノ納付額トシテ取扱フコト

第四號書式

領收書

種 臨時納稅貯蓄	住所氏名ハ稱號
申込書 枚數	
通知書 枚數	
一金 也 昭和 年 月 受入分	但之何之稅納付額 也 三對スル貯蓄收入金
右領收候也	昭和 年 月 日
日本銀行 店	日本銀行 店

送付書

種 臨時納稅貯蓄	住所氏名ハ稱號
申込書 枚數	
通知書 枚數	
一金 也 昭和 年 月 受入分	但何之稅納付額 也 三對スル貯蓄收入金
右及送付候也	昭和 年 月 日
日本銀行 店 御中	日本銀行 店 御中

注意 一、金額ハ當該租稅相當額ヲ控除セル額ヲ記入ノコト
 二、當該租稅相當額ハ當該租稅ノ納付額トシテ取扱フコト

○大藏省告示第百五十一號 (昭和十八年四月八日)

納稅施設法施行規則第一條第四號及第二十八條第五號ノ規定ニ依リ左ノ公共團體ヲ指定ス

- 一 町村組合
- 二 水利組合
- 三 耕地整理組合
- 四 北海道土功組合
- 五 町村農會及市農會

藏稅第一二九三號

昭和十八年五月十九日

大藏省主稅局長
內務省地方局長

各財務局長
各地方長官宛

納稅團體等取扱方ノ件通牒

納稅施設法ノ實施ニ關シ納稅團體等取扱方別紙ノ通相定メ候條御了知ノ上運營上遺憾ナキヲ期セラレ度此段及通牒候也

納稅團體等取扱方

- 一 納稅施設法ハ皇國本來ノ納稅觀念ニ立脚セル國民納稅體制ヲ確立整備スルヲ以テ本義トシ其ノ運營ニ當リテハ特ニ左ノ各號ニ留意スルモノトス
 - (イ) 國民納稅體制ノ確立ハ沿ク國民ニ對シ納稅準備ノ必要性ト納稅施設法制定ノ趣旨ヲ認識徹底セシメ國民ノ旺盛ナル國家意識ト正確ナル時局認識ヲ基調トスル納稅準備ヲ其ノ經濟生活上ニ具現セシムルコトヲ主眼トシ熱意ヲ以テ之ガ實現ニ努ムルコト
 - (ロ) 納稅團體ノ指導又ハ設立勸奨等ニ付テハ財務局長及地方長官、稅務署長及市町村長ハ緊密ナル連繫ヲ保ツコト
- 二 納稅施設法(以下法ト稱ス)ノ納稅團體ハ其ノ團體ニ於テ納稅施設法施行規則(以下施行規則ト稱ス)第一條ニ定ムル租稅公課ノ取納納付ノ事業ヲ行フカ若ハ當該租稅公課ノ納稅資金ノ管理及納付ノ事業ヲ行フカ又ハ兩事業ヲ併セ行フコトヲ其ノ要件トスルモノナルニ付從來ノ所謂納稅督勵組合、完納申合組合ノ如ク單ニ組合員ニ對シ納稅督勵ヲ爲スニ止ルモノ又ハ組合員各自ニ於テ租稅公課ヲ完納スベキコトヲ申合セタルニ過ギザルモノノ如キハ本法ノ納稅團體ニ該當セザルモノトス
- 三 納稅團體ノ取扱フ租稅公課ハ原則トシテ施行規則第一條ニ規定スル租稅公課ノ全部ニ互ルベキモノナルモ職域

納税組合ニシテ其ノ全部ノ取扱ヲ爲サズシテ所得税、臨時利得税、營業税及營業税附加税等施行規則第一條ニ規定スル租税公課中ノ數種目ヲ限定シ之ガ取扱ヲ爲サントスルトキハ之ヲ認ムルモ妨ゲナキモノトス

四 納税團體ニ於テ施行規則第一條ニ規定スル租税公課以外ノ租税公課、手数料、使用料其ノ他之ニ準ズルモノヲ取扱ハントスルトキハ弊害ナキ限り之ヲ認ムルモ妨ゲナキモノトス

五 施行規則中所謂職域納税組合ナリヤ否ノ區分ハ左記ニ依ルモノトス

(イ) 納税組合ノ組合員タル資格ヲ一定ノ地域内ニ於ケル同業者又ハ特定ノ職業ニ従事スル者ニ限定シタルモノハ之ヲ職域納税組合トス

(ロ) 納税組合ノ組合員タル資格ヲ特定ノ官公衙、事務所、工場、事業場其ノ他之ニ準ズル場所ニ勤務スル者ニ限定シタルモノハ之ヲ職域納税組合トス

前各號以外ノ納税組合ハ職域納税組合以外ノ納税團體トシテ取扱フコト

六 納税團體ニ對スル指導ハ概ネ左記ニ依ルモノトス

(イ) 町内會部落會ニシテ法第一條ニ規定スル納税事業ヲ行ハザルモノアルトキハ速ニ之ヲ行ハシムル様指導スルコト

(ロ) 職域納税組合以外ノ納税團體ノ新設ハ町内會部落會ノミニ限ルコト

(ハ) 職域納税組合以外ノ納税組合ハ地方ノ實情ニ應ジ漸次町内會部落會ニ統合セシメ其ノ町内會部落會ノ納税部ヲシテ實施セシムル様指導スルコト

(ニ) 納税團體ノ事業ハ單ニ團體員ノ租税公課ノ取置納付ノミニ止メズ成ルベク團體員ヲシテ納税資金ノ蓄積ヲ爲サシメ之ヲ管理スルノ方法ヲモ併セ採ラシムル様指導スルコト

(ホ) 納税團體ノ事業ニ關スル經理ニ付テハ年一回以上決算ヲ爲サシムルコトトスルト共ニ其ノ自治的監査ヲ行ハシムルコト

(ヘ) 團體員ノ施行規則第一條ニ規定スル租税公課ノ納税告知書等ハ納税團體ニ於テ一括送付ヲ受クベキ旨規約ニ定メシムル様指導スルコト

(ト) 施行規則第一條ニ規定スル租税公課以外ノ租税公課、手数料又ハ使用料等ノ取扱ヲ併セ行フ納税團體ノ納税資金ハ之ヲ納税資金以外ノモノト別ニ管理保有セシムルコト

七 稅務署長及市町村長ハ協議ノ上納税團體ノ種類及事業ノ執行方法ニ適合セル模範的納税團體規約例及帳簿記載例ヲ作成シ納税團體運営ノ指導及統制ニ資スルモノトス

八 稅務署長又ハ市町村長ハ納税團體ヨリ届出アリタル規約及名簿ヲ異動届出ノ都度加除整理スルモノトス

九 稅務署長ハ職域納税組合ノ規約及組合員ノ住所氏名ヲ組合員ノ納税地ヲ管轄スル市町村長ニ通報スルモノトス其ノ異動アリタルトキ亦同ジ

前項ノ通報ヲ受ケタル市町村長ハ前號ノ例ニ依リ規約及組合員名簿ヲ整理スルモノトス

一〇 稅務署長又ハ市町村長ハ納税組合ノ組合員及町内會部落會ノ納税事業利用者ノ收納ニ關スル帳簿餘白ニ當該納税團體名ヲ摘示シ徴收上ノ便ニ供スルモノトス

一一 施行規則第十五條ノ規定ニ依リ納税團體ノ代表者ガ金融機關ニ提出スベキ團體員毎ノ利子額明細ハ其ノ受クベキ納税準備預金ノ利子總額ヲ利子ノ計算期間中ニ於ケル團體員毎納税資金ノ殘高積數(郵便貯金トシテ預ケ入レタルモノニ相當スル部分ハ之ヲ控除ス)ニ按分シタル金額ニ依ラシムルモノトス但シ其ノ計算シタル團體員毎ノ金額年五十圓ヲ超ヘザルモノニ付テハ金額及團體員數ヲ合算併記シ團體員毎ノ明細ハ之ヲ省略セシムルモ妨ガナキモノトス

一二 納税準備預金ノ利率其ノ他ノ條件竝ニ納税準備預金ニ關スル指定金融機關ノ事務取扱方ニ關シテハ原則トシテ金融統制會ヲシテ指示セシムル見込ナルモ指定金融機關ニシテ納税準備預金ノ受入ヲ拒否シ若ハ正當ノ事由ナクシテ施行規則第二十八條ニ規定スル租税公課ノ納付ノ委託ヲ拒ム者アルトキ又ハ納税準備預金ニ對スル利率其ノ他ノ條件ニシテ金融統制會ノ指示ニ反セルモノアルトキハ其ノ事情ヲ主稅局長ニ報告スルモノトス

一三 納税準備預金ハ納税團體方法第三條ノ規定ニ依リ其ノ管理スル納税資金ヲ預ケ入ルル場合及法人ガ法第八條第一項ノ規定ニ依リ保有スベキモノヲ預ケ入ルル場合ノ外何人ト雖施行規則第二十八條ニ定ムル租税公課ノ納付ニ充ツル目的ノ下ニ之ガ預ケ入ヲ爲シ得ルモノナルモ施行規則第二十八條ニ規定スル租税公課ノ納付ニ充ツルコトヲ目的トセザルモノハ之ガ預ケ入ヲ爲スコトヲ得ザルモノナルヲ以テ納税者又ハ施行規則第一條ニ規定スル租税公課以外ノ租税公課、手数料又ハ使用料等ノ取扱ヲ併セ行フ納税團體等ニ對シテハ此ノ點特ニ注意セシムルモノトス

一四 納税準備預金引出承認ニ付施行規則第三十三條第三號ニ已ムコトヲ得ザル事由トハ大體左ノ如キ場合ヲ謂フ

モノトス

(イ) 納税準備預金ノ預金者若ハ其ノ家族(納税團體ノ團體員及其ノ家族ヲ含ム)罹病其ノ他ノ災厄ニ罹リ又ハ其ノ生計者シク困難トナリタル者ニシテ納税準備預金ヲ引出スニアラザレバ災厄ノ救済又ハ生計困難ト認ムルト

キ

(ロ) 納税組合解散シ若ハ町内會部落會納税事業ヲ行ハザルニ至リタルトキニ於ケル納税團體代表者名義ノ納税準備預金又ハ納税團體ノ代表者名義ノ納税準備預金中脱退シタル納税團體ノ團體員ノ預金ニ相當スル金額ニシテ清算上引出ヲ爲ス必要アルトキ

キ

(ハ) 錯誤ニ因リ預ケ入レタル納税準備預金ニシテ之ヲ引出スニ非ラザレバ租税公課ノ納付困難ナル事情アルトキ

一五 施行規則第三十四條及第三十六條第二號前段ニ規定スル超過額ハ法人ノ每事業年度分ノ納税準備預金ト其ノ事業年度分ノ法人税、臨時利得税、營業税及營業税附加税ノ實際納付額トノ差額ヲ謂フモノトス

一六 納税準備預金ノ差押ニ關シ施行規則第三十六條第三號ニ依ル承認ヲ爲スハ左ノ場合ニ限ルモノトス

(イ) 施行規則第二十八條ニ規定スル租税公課以外ノ租税公課ノ滞納處分ニ關シ納税準備預金ノ外他ニ差押フベキ財産ナキトキ又ハ他ノ財産ニ付滞納處分ヲ執行スルモ徵收金額ニ達セザルトキ

(ロ) 前號以外ノ場合ニ在リテハ納税準備預金ガ預金者將來一年以内ニ納付スベキ施行規則第二十八條ノ租税公課ノ納付見込額ヲ超過シ且納税準備預金ノ外他ニ差押フベキ財産ナシト認メタルトキ

一七 稅務署長又ハ市町村長施行規則第三十三條又ハ第三十六條第三號ノ規定ニ依リ納稅準備預金ノ引出又ハ差押ノ承認ヲ爲シタルトキハ申請者ノ氏名及引出又ハ差押ノ承認額ヲ記載シタル承認書ヲ申請者ニ交付スルモノトス

發地第六六號

昭和十八年五月十九日

北海道廳長官
各府縣知事宛

內務次官
大藏次官

町内會部落會納稅部ノ整備ニ關スル件依命通牒

納稅施設法ノ施行ニ伴ヒ國稅、地方稅其ノ他ノ公課ノ納付ヲ容易確實ナラシムルト共ニ國民納稅體制ノ確立ニ資スル爲町内會、部落會ニ納稅部等ノ機構ノ整備ヲ圖ルハ極メテ適當ト被認候條之ガ整備ヲ必要トスル町内會、部落會ニ付テハ概ネ左記要領ニ依リ夫々地方ノ實情ニ即シ適切ナル方途ヲ講ゼシムル様致度

記

一、町内會、部落會ニ納稅部ノ機構ヲ設クルコト
從來之ニ相當スル部制ヲ有スル町内會、部落會ニ於テハ其ノ事業ヲ之ヲ統合スルコト

二、納稅部ニハ部長一名、要スレバ委員若干名ヲ置クコト

部長及委員ハ町内會員又ハ部落會員中ヨリ町内會長又ハ部落會長之ヲ選任スルコト

委員ハ部長ヲ輔ケ納稅事業ニ關スル事務ニ從事スルコト

部長及委員ノ選任ニ付テハ人格高潔ニシテ會員ノ信用厚キハ勿論率先垂範、熱意ヲ以テ會員ヲ指導スル人物ヲ得

ルニ努ムルコト

多年納稅組長トシテノ經歷ヲ有シ且前項ニ該當スル者ノ如キハ之ヲ部長又ハ委員ニ選任スルヲ適當ト認メラル

ルコト

三、納稅部ニ於テハ納稅施設法第一條ニ掲グル事項ヲ掌ルコト

四、納稅部ニ於テハ金錢ノ取扱ヲ爲スコト多キヲ以テ其ノ經理ニ遺憾無キヲ期セシムベク必要ニ應ジテハ經理ノ監

査ニ當ル者ヲ置カシムル等之ガ組織及運用ニ付實情ニ即シ適切ナル方途ヲ講ズルコト

五、職域納稅組合以外ノ納稅組合ハ地方ノ實情ニ應ジ漸次町内會、部落會ニ統合セシメ其ノ事業ハ町内會、部落會

ノ納稅部ヲシテ實施セシムル様指導スルコト

962
135

昭和十八年八月八日印刷
昭和十八年八月十日發行

大藏省主稅局 編 纂

製 本 控	號	同 第	日 月 年
969	136		
書 名	納稅國債利息申報		
著 者	大藏省主稅局編纂		
受 入	年	月	日
備 考			

967
135

Handwritten notes on a small slip of paper, possibly a library or archival label, with some illegible characters.

昭和十八年八月八日印刷
昭和十八年八月十日發行

大藏省主稅局 編 纂

內閣印刷局 印刷發行

販賣所

內閣印刷局發行課

東京都麹町區大手町

電話九ノ内四三五—一三五九

振替東京 一九〇〇〇

全國各地官報販賣所

全國各地主要書店

定價 十五錢

467
E
198



